

笠間市インターネット公有財産売却ガイドライン（自動車）

笠間市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の笠間市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は本ガイドラインが優先して適用されます。

第 1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号該当すると認められる方

※関係法令 誓約書参照

- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 笠間市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインに同意せず、順守できない方
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき、笠間市が執行する競争入札およびせり売り（以下「入札」という。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金を納付期限までに正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間笠間市が実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を指定する方法で納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や笠間市において閲覧に供されている入札の情報や笠間市ホームページを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。売払物件の法令上の規制などの具体的内容については、直接関係機関に確認してください。また、入札を行う物件については、現状有姿での引渡しとなるため、入札参加者は事前に購入希望物件を確認し、入札に参加してください。下見会の参加を希望される方は、笠間市が指定する期間に下見を実施してください。

い（要予約）。事前に物件の確認をしない場合は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面などの閲覧により、財産の確認をしたものとみなします。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

- (6) 仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の仮申込みを行ってください。

- (7) 本申込み

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、以下の方法により本申込みを行ってください。

笠間市ホームページから公有財産売却入札参加申込書、誓約書、委任状（代理人による手続きをする場合）をダウンロードし、書類提出日から3か月以内に発行された本人確認書類等を添付の上、期日までに提出してください。

【本人確認書類】

個人：公的機関発行の証明書「運転免許証、パスポート等」の写し

法人：「現在事項全部証明書」の写し

【入札参加資格証明】

個人：本籍地の市町村が発行する「身分証明書」の写し

外国籍の方は、法務局で発行される「登記されていないことの証明書」の写し

【誓約書】

申込者（委任者）および代理人（受任者）

【委任状】

代理人（受任者）による手続き（申込者以外の方が申込者のために入札等の手続きをすることをいいます。参加者が法人の場合で、その代表者以外の方が代表者に代わって入札手続きをする場合も含まれます。）をする場合、委任状と代理人（受任者）の本人確認書類の写しおよび誓約書を提出してください。

提出方法（必着）

①メール

shoboeki@city.kasama.lg.jp

②郵送・持参

〒309-1631 茨城県笠間市箱田 2564 笠間市消防本部警防課 宛

- (8) 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出をしてください。

- (9) 入札保証金の納付方法は「クレジットカード」のみとなります。
- (10) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公有財産売却の財産にかかる危険負担は、引渡し後に移転します。また、引渡しは契約時の現状有姿で行います。
- (2) 所有権は、落札者が売払代金の残金を完納し笠間市が納付を確認した時点で、落札者に移転します。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを笠間市に開示され、かつ笠間市がこれらの情報を笠間市文書事務規程に基づき、5 年間保管すること。

笠間市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあること。

ウ ログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 笠間市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、茨城県笠間警察署等へ照会します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、入札の参加申込みはできません。

5 共同入札について

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札する共同入札は、できません。

第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2 入札保証金の納付について

（1）入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 の規定により、一般競争入札に参加する者が入札する前に納付しなければならない金員です。インターネットによる売却の場合の入札保証金は、予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めています。

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。売却区分ごとにクレジットカードで納付してください。なお、笠間市が指定する日までに入札保証金の納付を確認できない場合は、入札することができません。

（2）入札保証金の納付方法

納付方法は、クレジットカードのみとなります。売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードで入札保証金を納付すると公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカード の各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

（3）入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに笠間市の定める契約を締結しない場合や売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、売払代金の一部として全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本ガイドラインにおける入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札は、入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんのでご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

笠間市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、笠間市は開札を行い、売却区分ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 笠間市から落札者への連絡

落札者には、笠間市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。笠間市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、笠間市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、笠間市より売買契約書その他関係書類を送付しますので、笠間市が指定する内容等に沿って売買契約書および関係書類を提出してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに笠間市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。所有権は、売払代金の残金を完納し笠間市が納付を確認した時点で、落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付をされなかった場合、事前に納付された入札保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、笠間市が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納

付期限までに笠間市が納付を確認できる必要があります。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

1 権利移転の時期

所有権は、売払代金の残金を完納し笠間市が納付を確認した時点で、落札者に移転します。

2 権利移転の手続きについて

関係書類に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 一時抹消登録して引渡します。

(2) 引渡しは、契約時の現況有姿で行います。

(3) 笠間市の引渡し指定日に引渡しを行います。この時に落札者が公有財産を引取れない場合は、笠間市ホームページから「保管依頼書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。(保管期間は依頼日から1か月以内です。)

(4) 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため本人確認ができる公的機関発行の証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)を提示してください。

(5) 引渡しの際に、「受領書」を提出してください。

(6) 再登録手続きに必要な書類(譲渡証明書や登録識別情報等通知書等)については、車両の引渡しの際にお渡しいたします。なお、登録に伴う費用は落札者のご負担となります。

(7) 笠間市が指定する場所での直接引渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。なお、引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

(8) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはできません。

ん。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により公有財産売却を中止することがあります。その場合は、入札保証金を返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、笠間市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、笠間市は損害の種

類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、笠間市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、笠間市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する際、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、笠間市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、笠間市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず笠間市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

笠間市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、笠間市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、笠間市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、笠間市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によりします。

9 笠間市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

笠間市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、笠間市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、笠間市が掲載したものでない情報については、笠間市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

11 インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。